

成長のための日米経済パートナーシップ

2008 年

日米投資イニシアティブ報告書

2008 年 7 月

## 要旨

日米投資イニシアティブは、7年間にわたり日本及び米国ひいては世界規模において外国直接投資(FDI)の環境改善方法に関する積極的な協議及び協力を促進してきた。両国の継続的な経済繁栄にとって外国直接投資が重要なものであることから、本イニシアティブは両国の経済関係における重要な柱となっている。

日米両国は外国直接投資を歓迎している。本年、両国では、増加しつつある投資保護主義への懸念を共有するとともに、投資界の信頼を維持することの必要性について認識を共有した。そこで両国は、両国内及び第三国の両方においてオープンな投資の枠組みを継続して発展させる基本的方針を再確認した。

日本では、福田首相が日本国の目標及び方針を引き継ぎ、FDIの促進に当たっている。2007年末の対日直接投資残高は、前年から2.3兆円の大幅増加(過去5年で最大の伸び)で15.1兆円(約1,300億ドル)となった。また、2007年には、外国企業によるM&Aも大幅に増加している。2008年5月には、2008年1月に設置された対日投資有識者会議より提言が出された。この提言を受け、日本政府では、外国直接投資を抜本的に拡大させるための新たな施策を発表した。

米国の外国直接投資は、GDPよりも高いペースで増加しており、2006年には対米直接投資残高が1兆7,800億ドルを上回った。2007年5月にはブッシュ大統領より、米国において対内直接投資を歓迎する旨が再確認され、他の諸国に対しても米国とともにオープンな投資施策の促進に参加するよう呼び掛けが行われた。商務省では、対内投資による経済成長促進及び雇用創出に対する各州政府の取組みを完全なものにすべく、Invest in Americaプログラムを実施している。

投資ワーキング・グループ会合(IWG)は引き続き、両国の投資家にとって重要な各種問題について積極的かつ互恵的な協議を行うための場となっている。2007年から2008年にかけて、IWGでは、外国直接投資の促進に向けた両国政府の継続的取組み、国家安全保障に係る対内直接投資を審査するための各国の規制枠組み、日本の労働法制の見直しや教育分野での規制緩和、買収防衛策を含むM&A関連事項、査証その他の領事事項、海事テロ対策、セキュア・トレードなど、過去に取り上げてきた個別関心事項、交渉の進捗状況に関する報告を含めた、第三国との投資協定に関する継続的な情報交換について、話し合いを持った。両国は、悪化しつつある国際投資環境の国内への影響についても初めて協議を行うとともに、両国のオープンな投資政策を再確認した。

投資ワーキング・グループでは、日米ビジネス関係者を招致することによって、2007年より開始したビジネス・アウトリーチの拡充を図った。また、本イニシアティブによる対外広報活動としては、2007年9月に大阪で日米投資セミナーや、2007年10月にワシントンD.C.とマイアミで対日投資シンポジウムも行っている。

日米投資イニシアティブは、今後とも両国における投資環境改善のため、両首脳の指示のもと、外国直接投資の促進に向けた活動を実施していく。

## 目次

I. はじめに	5
II. 日米の外国直接投資の現状	6
1. 対日直接投資	
(1) 対日直接投資動向	6
(2) 対日直接投資促進のための取組	9
(3) 日本の強み	11
2. 対米直接投資	
(1) 対米直接投資動向	12
(2) 対米直接投資促進のための取組	13
(3) 米国の強み	15
III. 日米投資イニシアティブにおける議論	15
1. 外国直接投資に向けた政策	15
2. 対内投資規制制度に関する情報交換	16
(1) 日本の投資規制	16
(2) 米国の投資規制	16
3. これまでの両国関心事項	17
(1) 国境を越えたM & A	17
(2) 教育分野	18
(3) 労働法制	18
(4) 査証	19
(5) 貨物セキュリティ	20
4. 投資協定に関する情報交換	20
IV. 投資環境改善に関する産業界との議論	21
V. 結論	22
別添 1: 対日投資シンポジウム、セミナー	
別添 2: 最近の米国企業の進出事例	
別添 3: 米国の投資関連協定	
別添 4: 日本の投資関連協定	

## I. はじめに

日米投資イニシアティブは、2001年6月の設置以来、日本及び米国における外国直接投資(FDI)の環境改善方法に関する積極的な協議及び協力を促進してきた。本イニシアティブは、成長のための日米経済パートナーシップの一環となるものであり、日本の経済産業省及び米国の国務省が共同で議長を務めている。

日本及び米国は、外国投資から多大な利益を得ており、グローバル経済が進展するなか、各国において外国直接投資の重要性が高まっている。本投資イニシアティブは、国際的な投資保護主義に対処し、外国直接投資環境を向上させ、両国の経済成長に資するための有用な手段となるものである。本イニシアティブでの議論により、両国は、外国直接投資が国境を越えた投資や経済成長に貢献するものであるとのより深い理解を得た。

外国直接投資は、新たな技術や革新的なノウハウの入手利用機会を創出したり、新製品やサービスを供給したり、更なる雇用機会の確保にもつながるなど、経済の活性化における有効な手段である。また、国境を越えた投資やM & A活動が多面的な国際経済関係の強化にも資することになる。2007年半ばからの金融市場の混乱や、投資家の信頼低下もまた、投資促進に向けて継続的な努力をしなければならないということを示している。

昨年、両国首脳はそれぞれ投資推進に向けた方針を繰り返し公表しており、2007年5月にブッシュ大統領は、投資に関する政府声明を発表し、そのなかで、米国は外国直接投資を歓迎しており、「対内・対外投資により、成長が促進され、雇用が創出され、生産性が強化され、国内外の市場での競争性が助長される」と表明した。福田首相は、2008年1月にスイスのダボスでの2008 World Economic Forum(世界経済フォーラム)にて日本が「対日投資、貿易手続き、金融資本市場の改革等の市場開放努力を一層進め、日本を世界とともに成長する国にしてい」くことを表明した。

投資ワーキング・グループ会合は、2007年10月23日と2008年3月17日の2回にわたり開催した。同ワーキング・グループ会合では議題を広げ、悪化しつつある国際投資環境の影響及びオープンな投資施策の再確認に関する議論のほか、両国の対内投資規制制度の見直しに関連して、国家安全保障に係る対内直接投資について規制を行う際に各国で採用する原則と手続に関する議論も取り入れた。2007年、米国はCommittee on Foreign Investment in the United States(CFIUS, 対米外国投資委員会)に係る法律を改正し、日本は大量破壊兵器の部材を製造するために使用される可能性のある新開発の材料を対象に含めるべく外国為替及び外国貿易法に基づく規制枠組みを拡大した。また、同ワーキング・グループ会合では、両国の投資協定の内容について昨年開始した話し合いも引き続き行っている。

本イニシアティブの対外広報プログラムとして、2007年10月にはワシントン D.C.及

びマイアミにおいて対日投資シンポジウムを開催した。2008 年 10 月にシカゴで開催予定のシンポジウムに向けた準備も進行中である。また、2007 年 9 月に大阪で開催の日米投資イニシアティブ・セミナーに続き、2008 年 10 月には静岡で投資セミナーを予定している(別添 1 参照)。

本 2008 年度年次報告書は、両国の外国直接投資の現状についての見直しのほか、本イニシアティブに関連する協議や対外広報プログラムについての概要を含め、本年度の本イニシアティブの諸活動を通じて得られた成果を取りまとめている。

## II. 日米の外国直接投資の現状

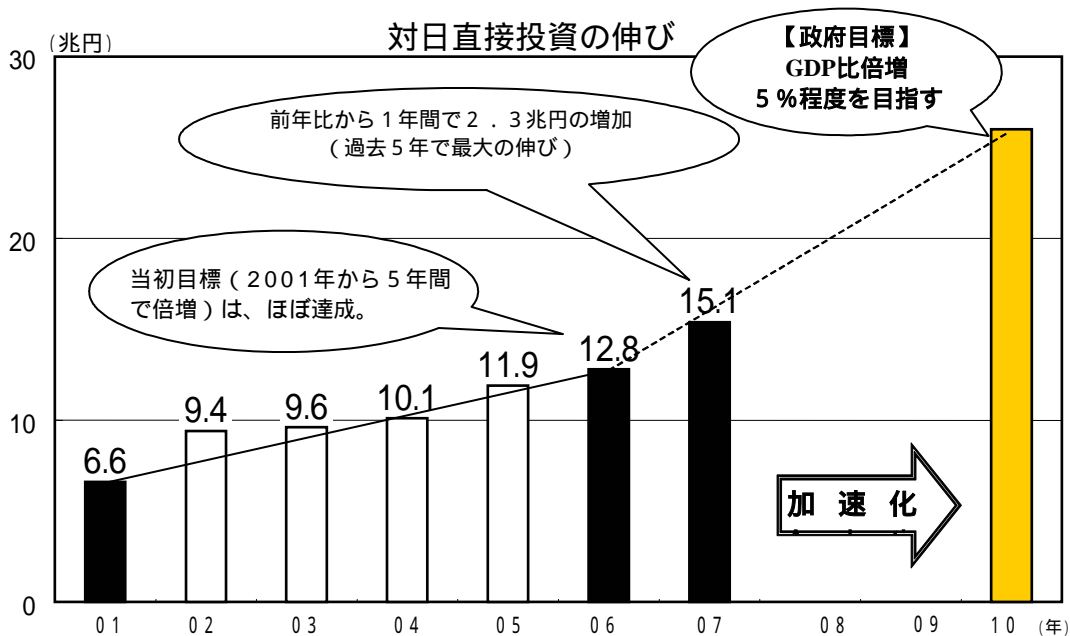
### 1. 対日直接投資

#### (1) 対日直接投資動向

対日直接投資は、1990 年代後半から大幅に拡大した。このような拡大の背景には、会社法制・倒産法制・企業会計制度など様々な分野における改革のほか、規制緩和により外資参入可能な事業分野が広がったことなどによるものである。

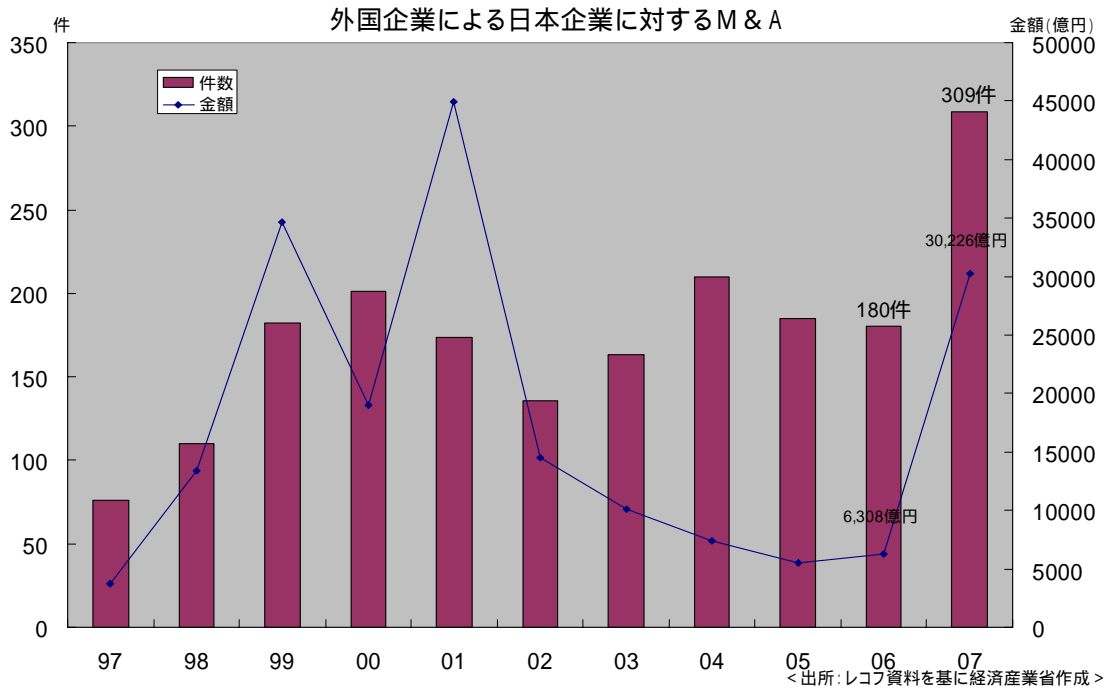
外国直接投資に対する日本の魅力は健在である。近年では、小泉内閣が着手し、安倍前総理・福田総理により維持されている構造改革や対日直接投資促進施策の継続的努力を通じて、対日直接投資の増加に寄与してきた。2007 年末の対日直接投資残高は、15.1 兆円(為替レートを 1 ドル 117 円(2007 年の IMF International Financial Statistics の年平均レート)とすれば約 1,300 億ドル)に上った。この 2.3 兆円の上昇は、2007 年半ばから始まった市場地合の急激な落ち込みや世界的な流動性の同時逼迫にもかかわらず、過去 5 年間で最大の伸びとなっている。この約 18%の上昇は、GDP 成長率の 1.6%(速報値)増に比べても、はるかに高い値である。

上記 15.1 兆円のうち、米国からの直接投資は 5 兆円、EU からは 6.2 兆円、ASEAN 諸国からは 5 千億円となっている。



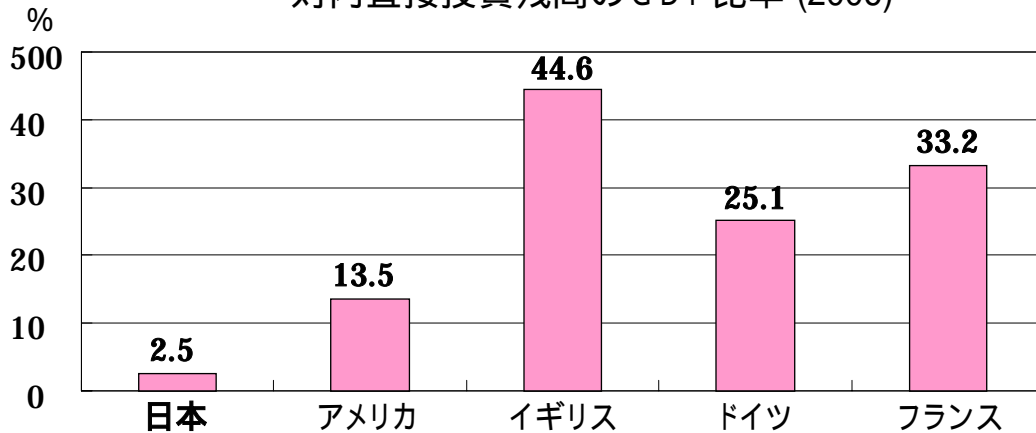
【出所】財務省 / 日本銀行「対外資産負債残高」

また、別の統計によれば、外国企業による日本企業の M&A は 2007 年に大幅に増えていることが分かる。総額は約 3 兆円を記録しており、これは前年比で約 3.8 倍である。また、件数も 309 件を記録し、1985 年以来最高となっている。2007 年 5 月には、国境を越えた三角合併の対価として株式の使用を認める会社法の規定が施行となり、それ以来、米国の企業 1 社がこの規定を利用して日本企業の買収を行っている。



近年、対日直接投資は大幅に増加しているとは言え、その GDP に占める割合は、他の主要先進国に比して小さい。米国の 13.5%、イギリスの 44.6%、ドイツの 25.1%、フランスの 33.2% に比べ、2006 年末の時点で対日直接投資残高は GDP のわずか 2.5% に過ぎない。UNCTAD の「2007 年世界投資報告書」において、対内直接投資潜在力指数は 141 カ国中 24 位(2005 年)という高い水準にあるものの、対内直接投資実績指数は同 137 位(2006 年)にとどまっている。

対内直接投資残高のGDP比率 (2006)



【出所】日・英・独：IMF International Financial Statistics

米：Survey of Current Business; 仏：La Balance des Paiements et la Position Exterieur de la France 2006

## (2) 対日直接投資促進のための取組み

### A. 日本政府の取組み

2003年1月、小泉首相(当時)は「5年間で対日投資残高を倍増させる」との目標を表明した。同年3月、総理を議長とする対日投資会議(JIC)において、倍増目標達成のための「対日投資促進プログラム」を策定した。その上で、政府一体となり事業環境の整備や行政手続の見直しなど各種施策を講じたことによって、直接投資残高は2001年の6.6兆円から2006年には12.8兆円へと94%増となり、「5年間で対日投資残高を倍増させる」との小泉元総理の目標はほぼ達成された。

2006年3月、政府は「2010年までに対日直接投資残高をGDP比で倍増となる5%程度」とすることを目指すという新たな目標を設定した。これを受け、同年6月の対日投資会議において、「対日直接投資加速プログラム」を策定した。2007年の直接投資残高は20%近く上昇しており、目標達成に向け順調に増加している(上記の「対日直接投資」を参照)。

### B. 対日投資有識者会議

福田首相は、外国直接投資を促進する日本国の目標及び政策を引き継ぎ、2008年1月のダボスでの2008 World Economic Forumにおける演説のなかで、対日直接投資

分野の改革を進める確固たる意向を明言した。

同月、対日直接投資をさらに拡大するための施策を協議するため、大田弘子経済財政政策担当大臣の私的研究会として対日投資有識者会議(島田晴雄座長)を新たに開催した。同会議の委員には、在日米国商工会議所(ACCJ)会頭、欧州ビジネス協会会長などが就いている。5月20日、同有識者会議は経済財政諮問会議(CEFP)に対し「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言」を提出した。5つの提言には、M&Aの円滑化に向けての制度整備、外資規制のあり方の包括的検討、セクター別の重点戦略の策定、ビジネスコストの削減と制度の透明性の向上、及び外資誘致による地域活性化と外資歓迎アピールの強化等が含まれる。

これに応じて経済財政諮問会議は、6月10日に公表された「経済成長戦略」のなかで、M&Aの在り方の整理・明確化や外資規制の在り方の包括的検討及び2008年秋までの対日直接投資加速プログラムの改定など、対日直接投資の拡大に向けた施策を決定した。この戦略は、6月27日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2008」(基本方針2008)に盛り込まれている。

#### 「対日直接投資促進のための5つの提言」概要

1. M & Aの円滑化に向けた制度整備  
対日直接投資の重要な手段であるM & Aの円滑化に資するため、幅広く検討を進め、我が国のM & A制度の更なる整備を急ぐべきである。
2. 外資規制のあり方の包括的検討  
国の安全や公の秩序等を維持しつつ、予見可能性のある制度整備を進めるべきである。その際、内外無差別の原則の例外として外資規制を必要とする範囲と根拠を明確にし、我が国のオープンな姿勢を対外的に示すべきである。
3. セクター別の重点戦略の策定  
今後の日本経済の活性化、国民生活の向上の面から特に重要な医薬品・医療機器分野の中で、医薬品に比べ取組が遅れている医療機器分野に焦点を当てたアクションプログラムを策定すべきである。
4. ビジネスコストの削減と制度の透明性の向上  
グローバル競争の中で海外の企業や投資家が対日直接投資に魅力を感じるよう規制や制度の改革を進め、我が国のビジネスコストを削減するとともに、制度の透明性を高めるべきである。
5. 外資誘致による地域活性化と外資歓迎アピールの強化等  
外資誘致による地域活性化を実現すべく、外国人、外国資本が活動しやすい地域をつくとともに、外資歓迎姿勢のアピールを強化すべきである。

「経済財政改革の基本方針2008」抜粋

#### 対日投資の拡大

対日投資を拡大し、日本を世界とともに成長する国としていく。このため、平成 20 年秋中に「対日直接投資加速プログラム」を改定し、フォローアップを行いながら、着実に進める。

- M & A (買収のルール)の在り方を平成 20 年夏までに整理・明確化する。
- 内外無差別原則の例外である外資規制の在り方について平成 20 年度内に包括的に検討を進める。
- 医療機器の審査迅速化アクションプログラムを平成 20 年秋中に策定する。
- 抜本的税制改革に併せた法人実効税率の在り方の検討等によるビジネスコストの低減等に取り組む。

#### 成長戦略実行プログラム(別紙)

##### 対日投資の拡大

内閣府、経済産業省及び関係省庁等は、平成 20 年秋中に「対日直接投資加速プログラム」を改定し、着実に進め、対日投資の拡大を図る。

##### (ア) M & Aの在り方検討

経済産業省、法務省及び金融庁が買収防衛策の導入・発動等の在り方について平成 20 年夏までに整理・明確化することなどにより、公正かつ透明性の高い M & Aの環境を整備する

##### (イ) 外資規制の包括的在り方検討

関係府省等が連携し、外為法、個別業法等における安全保障の在り方、内外無差別原則の例外である外資規制の在り方について平成 20 年度内に包括的に検討を進める

##### (ウ) 医療機器の審査迅速化アクションプログラムの策定

医療現場で最先端の機器を世界に先駆けて使える魅力的な国内市場とするよう、厚生労働省、経済産業省等関係府省及び産学官等が連携して、審査体制の拡充を始めとする、「デバイス・ラグ」の解消に向けたアクションプログラムを平成 20 年秋中に策定する

##### (エ) ビジネスコストの低減

- ・ 抜本的税制改革に併せ法人実効税率の在り方を検討する
- ・ ノーアクションレター制度の運用改善及び税の文書回答手続の抜本的強化等を行う

##### (オ) 対日投資推進体制の拡充

内閣府を中心に、対日投資の推進に向けた体制を拡充する

#### (3) 日本の強み

UNCTAD の「2007 年世界投資報告書」によると、対内直接投資潜在力指数で見れば日本は、141 カ国中 24 位(2005 年)に位置している。こうした比較的高い評価は、日本の巨大な市場が世界の GDP の約 9.1%を占めていること、熟練した人材が豊富なこと、物流や情報通信関連のインフラが十分に整備されていること、及び法制が整備され

ており優れたビジネス環境が整っていることによる。

## 2. 対米直接投資

### (1) 対米直接投資の動向

米国は引き続き、そのオープンな経済、堅調な長期的成長、高い資本収益率を背景に、世界各国から相当な外国直接投資流入額を集めている。規制緩和及び技術進歩により米国は、グローバル経済の不安定な時期にあっても、投資家にとってはとりわけ魅力的な場となっている。外国直接投資流入額は年々増加しており、2006年には米国の外国直接投資状況の対前年比成長率が12.2%に達した(図1)。この上昇は、米ドル価値の低下及びM&A活動の大幅増と時期が一致している。

図表1

#### 対米外国直接投資動向 2001-2006年(簿価ベース)

年末	対米直接投資残高 (10億ドル)	前年度比 (%)
2001	1,344.0	6.9
2002	1,327.2	-1.3
2003	1,395.2	5.1
2004	1,520.3	9.0
2005	1,594.5	4.9
2006	1,789.1	12.2

出典: *Survey of Current Business* (April 2008), 米国商務省経済分析局

データが入手可能な最新年の2006年では、米国の外国直接投資残高は2005年の1兆100億ドルから急上昇となり、1兆7,500億ドルであった。対米投資高の上位保有国はイギリス(17%)、日本(12%)、ドイツ(11%)、オランダ(11%)、カナダ(9%)、フランス(9%)となっている。

図表2

**対米外国直接投資額**  
**2001-2006年投資類型別**  
(単位:百万ドル)

	2001	2002	2003	2004	2005	2006
<b>総支出額</b>	147,109	54,519	63,591	86,219	91,390	161,533
<b>投資類型:</b>						
米買収企業	138,091	43,442	50,212	72,738	73,997	147,827
米設立企業	9,017	11,077	13,379	13,481	17,393	13,706

出典: *Foreign Direct Investment in the United States* (June 2007),  
 米国商務省経済分析局

上掲の表に示されるとおり、米国の外国投資支出の内訳は、圧倒的に米国企業の買収となっている。両種類の投資支出とも 2001 年以降落ち込んだが、米国企業の買収は 2004 年より大幅に増えた。こうした支出による外資の流入は、米国経済に大きく寄与している。データが入手可能な最新年の 2005 年では、外国企業の米国関連会社による直接被雇用者は 510 万となっており、非銀行系民間産業における米国の雇用総数の 4.4% を占めている。同年における外国企業の米国経済生産高に占める割合は 5.6% となっている。2005 年時点で、日本企業による投資は 61 万 3,600 件の雇用を占めており、これは米国の民間セクターによる GDP のほぼ 1% に当たる。具体的な部門の例を挙げると、2006 年の時点で、社団法人日本自動車工業界 (JAMA) の加盟組織は、米国にある 28 超の製造部品施設に対し約 309 億 9,000 万ドルを投資している。日本の自動車メーカー、販売店及び代理店によるアメリカ人被雇用者数は、自動車製造分野の 6 万人、研究開発センターの約 3,600 人を含め、約 42 万 7,000 人となっている。

(2) 対米直接投資促進のための取組

**A. 連邦政府の取組み**

米国は、国内外の両方においてオープンな投資枠組みの促進姿勢を維持している。ブッシュ大統領は、2007 年 5 月 10 日の大統領演説において、オープンな投資や貿易の促進に向けた米国の方針を再確認した。世界最大の投資国兼投資受入国として、米国には、オープンな国際投資を促進していくうえで重要な役割がある。ブッシュ大統領は、繰り返し「米国は対米国際投資を全面的に支持し、対米投資家のため公正、公平で差別のない待遇の確保に向け等しく取り組む」ことに言及しており、世界貿易機関のドーハ開発議題の協議事項を終結させることのほか、未決となっているすべての米国自由貿易協定について議会の承認を得ることを約束している。同大統領の声明は、国内の外国投資環境、投資の障壁、WTO 規則に則った取引システム及び国際投資環境に対する付随の各方針声明とともに、

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2007/05/20070510-3.html> に掲載されて

いる。

商務省の *Invest in America* プログラムの一環として、2008 年 5 月 5～9 日には Invest in America ウィークが設けられ、米国内の 12 州で開かれた行事では、米国の雇用拡大及び経済成長における外国直接投資の重要性が強調されている。Invest in America ウィークに伴い開催された最後の行事として 5 月 12 日には、カルロス・グティエレス商務長官がカリフォルニア州のアーノルド・シュワルツネッガー州知事とともに、カリフォルニア州トーランスの日立製作所の施設を視察した。同イニシアティブに関する詳細は、[www.investamerica.gov](http://www.investamerica.gov) に掲載されている。

## B. 州政府の取組み

州政府は、米国において対内直接投資の最も積極的な推進者となっている。多くの州では、自州での投資に関心を持っている企業を対象として様々なサービスや情報を提供している。また、貿易や対内直接投資を奨励しようと海外に拠点を構えている州も多い。米国州政府事務所の相互利益の促進のため 1980 年に設立されたアメリカ州政府事務所協議会 (ASOA) は、日本に事務所を設けている。ASOA では、州及び地方の政府系加盟機関に対し、集団行動や情報交換の各種手段を提供している。

現在、22 の州政府が日本に事務所を構えている。

アラバマ州  
アリゾナ州  
アーカンソー州  
コロラド州  
ジョージア州  
アイダホ州  
イリノイ州  
アイオワ州  
カンザス州  
ミシシッピ州  
ミズーリ州  
ネブラスカ州  
ニューヨーク州  
ノースカロライナ州  
オハイオ州  
オレゴン州  
ペンシルベニア州  
サウスカロライナ州  
テネシー州  
テキサス州  
バージニア州  
ウェストバージニア州

ASOA に関する情報、及び各州の投資・貿易振興活動に関する情報は、<http://www.asojapan.org> に掲載されている。

### (3) 米国の強み

米国は引き続き、その市場規模及び経済の開放性を主な背景として、魅力的な投資先となっている。貿易・投資の振興は、米国にとって優先事項であり、国内レベル・州レベルの両方で取り組まれている。2001年9月11日の同時多発テロにより米国及びその貿易相手国にとって適正な貿易の安全保障強化施策に拍車がかかるなかで、米国は、安全保障施策により貿易・投資の流入が阻害されないようにすることを優先事項とした。これに従い、米国政府では、国家安全保障問題の可能性がある場合に限り、対内直接投資の取引を審査している。2007年に審査を受けたのは、全対内直接投資件数のうち、8%に満たない。また、米国は、特定取引の取り扱いに際しては、取引を規制して有効な対内直接投資源を排除するよりもむしろ、軽減取決め(外国人投資家が国家安全保障リスクを低減させるために特定の措置を講ずる旨の取決め)の締結も目指している。米国政府は、適正な貿易及び投資を損なうことなく新たな安全保障施策によって所定の目標達成を図るべく、民間セクター及び日本など主要貿易国の各見解を歓迎している。

## III. 日米投資イニシアティブにおける議論(2007～2008年)

### 1. 外国直接投資促進に向けた政策

日米投資ワーキング・グループ会合は、2008年3月の会合において、外国直接投資促進政策が極めて重要である旨について、幅広い協議を行った。米国及び日本の両国は、両国において増大しつつある投資保護主義について懸念を表明し、投資家の信頼を維持することの必要性について確認した。

米国政府は、会社法で施行された三角合併条項が初めて使用されたことなど、2007年の対日直接投資の事例を挙げる一方で、対日直接投資促進政策の後退に関する懸念を表明した。日本政府は、対内投資を促進していく姿勢に何ら変わりはないことを説明するとともに、対日直接投資が急速に増えつつある経緯(詳細はセクションII 1. (1)に記載)及びそれらの投資が日本経済に貢献している状況を説明した。また、福田首相のダボス会議での声明、対日投資有識者会議の設置及びその活動など(詳細はセクションII 1. (2)に記載)を含め、オープンな投資政策への取組みに変わりがないことも説明した。

また、米国政府は、対内直接投資を促進していくとの日本の方針を公に再確認する機会を継続的に見出していくよう、日本の政府高官に促した。日本側からは、セミナーや

対外広報プログラムの強化など様々な方法を通じて日本を投資目的国として示せるよう政府が取組みを続けていくことを説明した。

さらに、日本側の意見に対して、米国は自国のオープンな投資政策を説明した。

## 2. 対内投資規制

### A. 日本の対内投資規制

日本政府は、対日直接投資を積極的に推進する一方で、外国為替及び外国貿易法に基づき「外国取引の原則自由」との基本概念を守っている。「国の安全」、「公の秩序の維持」、「公衆の安全」などにかかわる産業分野の対内直接投資には、事前の届出を課しており、法令においては、10%を超える株を取得する外国投資に届出を要する産業を限定的に列挙している。これは、OECD 資本移動自由化コード等の国際的な投資ルールに適合したものである。2007年9月の制度改正では、大量破壊兵器等への転用の蓋然性が高い汎用品の製造業界等についても、事前届出の対象に追加している。

また、日本政府は、過去3年間で約760件の事前届出が出され、ただ1件を除いてすべての案件が30日以内に投資可能となっており、その約95%が届出から2週間以内に投資を認められていることを指摘し、同法が極めて抑制的に運用されていることを説明した。

日米両国政府は、オープンな投資環境を維持することの重要性についての認識を共有した。また、国家安全保障の構成要素についての認識に関しても、日本及び米国には共通する点があり、今後も投資規制の具体的運用について情報交換していくことを確認した。

### B. 米国の対内投資規制

2007年7月、米国議会が Foreign Investment and National Security Act (FANSA, 外国投資及び国家安全保障法) を可決し、ブッシュ大統領が署名を付して同法は成立の運びとなった。FINSA は、Committee on Foreign Investment in the United States (CFIUS, 対米外国投資委員会) 及び一定基準を満たした対内直接投資に係る国家安全保障上の審査手順を規定した既存の規制を更新する一方で、外国投資を歓迎する米国の長期的方針を再確認しており、外国政府による潜在的投資の管理及び重要インフラの管理に係る評価を強調している。2008年1月、ブッシュ大統領は、特定のCFIUS 機関に責任を分担することによって CFIUS プロセスを強化することを目的とした追加の大統領命令に署名した。2008年4月、米国政府は CFIUS プロセスを具体的に明らかにした規制案を発表し、パブリック・コメントを募った。この新たな規制は、当該プロセスが、国家安全保障上の懸念への厳密な適合を確実にすることを主な目的としたも

のである。

米国側は、対内直接投資に係る安全保障の検討方法及びタイミングについて原則を説明した。特定の取引に関して国家安全保障上のリスクがあると判断された場合、米国は、取引を全面的に規制するというよりもむしろ、影響を受けやすい子会社を整理するなど、必要に応じて既存の当局や軽減手段を通じて問題の対処に当たることになる。CFIUS プロセスは、外国直接投資に対する過剰な規制を避けることを明確な目的としている。外資系企業は、米国の GDP の 6%、米国ベースの研究開発支出の 14%、米国の輸出高の 19%を占めている。2007 年では、2,000 件近くの対内直接投資のうち、CFIUS の見直し対象となったのはわずか 147 件(約 7.5%)のみであった。これまでの経過を見てみると、国境を越えた M&A 取引の総数に対する CFIUS 事案の年間割合は、さらに低く、1 年当たり 5~6%の範囲である。米国及び日本の両国は、取引に関する純粋な国家安全保障懸案事項に基づき審査を行うこと、生じたリスクに釣り合った措置を講じることについて、重要性を確認した。また、両国は、投資関連の規制にとって予測可能性、法的安定性及び適正手続が極めて重要な要素であるとの認識も共有した。

### 3. これまでの両国関心事項

#### (1) 国境を越えた M&A

2007年5月1日に会社法の三角合併に関する規定が施行された。これと同時に、日本政府は、三角合併における対象会社(即ち消滅会社)の株主保護を目的として、対象会社の株主への開示内容の充実に関する法務省令の規定を改正したが、三角合併の際に求められる株主総会の決議要件に関する法務省令の規定には改正を加えなかった(つまり、決議要件は、存続会社の株式を対価とする通常の合併と同一)。その後、三角合併を用いた第1号案件が2008年1月に実行された。

日本政府は、外国会社の支店の法的取扱いに関する会社法第821条が外国会社に与える影響を引き続き注視し、日本における外国会社の適法な業務に対して悪影響が及ばないようにするために、必要があれば、第821条の改正の可否を検討していく。

米国政府は、経済産業省あるいは企業価値研究会において、買収防衛策の導入の増加が日本を魅力的な投資国であることに対してどのようなインパクトを与えているのか、研究するよう求めた。また、ブルドックソースに係る判決の結果、適切な買収防衛策やその使われ方について混乱が生じており、企業価値研究会のような場において、客観的な分析が必要であるとの意見を述べた。

これに対して、日本政府は、企業価値研究会は、法律の改正について議論することはできないが、法律をどう解釈し民間にどのような示唆を与えていくのか、ということは議論が可能であり、買収防衛策の現状がどのようになっているのか、どのようなインパクトを与えているのか、それはどうあるべきなのか、ということは議論が可能である、と説明した。その上で、買収防衛策の目的について混乱があることに同意するとともに、買収防衛策は実際に発動して買収そのものを止めることを想定しているものではないのにもかかわらず発動されてしまったこと、21億円という非常に大きな株主のお金が支出さ

れてしまったこと、という問題点について説明を行った。これらの点も含めて、経済産業省は、企業価値研究会の場で議論を行い、何らかの示唆を、できるだけ早期に出せるよう努力したい、との方針を示した。

また、米国政府は、近年、買収防衛策の一環として株式の持合が増えていることについて懸念を表明し、この問題を企業価値研究会が取り上げることは有用であるとの意見を述べた。

これに対して、経済産業省は、ブルドックソースに係る判決以降、買収防衛策の考え方をあらためてきちんと整理し、その透明度を増すことが、株式の持合の問題を解決する糸口の一つになるとの考え方を示し、企業価値研究会において何らかの示唆を出す努力をしたい、と再度強調した。

企業価値研究会は、経済成長戦略の内容を踏まえて6月に取りまとめられた報告書において、敵対的買収者は、経営者に規律を与えたり、株主の利益を向上させることなどにより、株主及び被買収者双方に積極的効果があり得るとの結論を出した。また、企業価値研究会は、買収防衛策はその発動により、買収に賛成する株主から買収に応じる機会を奪うことになるため、原則として、発動されてはならないとも結論づけている。また、企業価値研究会は、経営者は、株主の利益の視点に立った買収提案の適否とともに、買収防衛策の導入又は発動が企業価値ひいては株主の利益を向上させるか否かに関し、責任ある判断をする責務を負うとしている。

## (2) 教育分野

米国政府は、外国大学日本校の設立について、引き続き関心を持っており、文部科学省は、テンプル大学ジャパンの学校法人設立、大学設置に向けた相談に真摯に対応していることを説明した。米国政府はこのような状況を評価している。

## (3) 労働法制

米国政府より、日本の労働市場における柔軟性を増大させることが急激な人口動勢の変化に対応する最善の方法として、ホワイトカラーエグゼンプションの導入、確定拠出年金制度の見直し、解雇紛争の金銭的解決の導入について指摘があった。

これに対する日本政府の見解は以下のとおりである。

### A. ホワイトカラーエグゼンプションの導入について

日本政府は事務系労働者の働き方に対応する労働時間制度の在り方については、引き続き検討を行っていく方針である。

### B. 確定拠出年金制度の見直しについて

確定拠出年金制度については、公的年金制度改革の動向や、税制改正における議論等を踏まえ、今後も検討を続けていく。

### C. 解雇紛争の金銭的解決の導入について

解雇紛争の金銭的解決の導入については、既存の紛争解決手段の動向も踏まえ

つつ、引き続き検討を行っていく方針である。

#### (4) 査証

日本政府は、ここ数年来と同様、国境を越える事業活動の効率性にとって適時の査証発行及び更新が不可欠であることを強調した。2004年の情報改革及びテロ予防法では、米国査証に係る面接の基本的要件が繰り返し述べられている。また、2001年の米国愛国者法及び2002年の国境警備強化・査証入国改革法は、米国査証について生体認証要件を導入しており、この要件は米国大使館及び領事館にて本人の出頭によってのみ満たすことが可能とされている。米国の法律に従い、査証には本人の出頭が義務付けられており、従って米国内では国内査証更新が再開されないことになっている。日本の企業及び家庭からは、米国内での更新の停止が負担となっているとの声が上がっている。

米国政府は、2006年4月に札幌、2007年5月に福岡の米国領事館において月毎の一時渡航者用査証申請手続を開始し、日本での査証業務を拡大した。札幌では、需要に応えるため月毎の予約日2日当たり25件の予約を予定しており、福岡でも同様の予定を立てている。

日本には米国一時渡航者用ビザ手続を行う在日公館が5つ存在しており、これは他の諸国にて提供されている米国の領事業務とも引けを取っていない。東京での予約の待ち時間は、旅行者/業務査証の場合には2日、学生/交流訪問者用査証の場合には2日となっている。日本のその他の部署では、同日又は翌日の予約を提供している。現時点で、名古屋の米国領事館では施設面・人員面での制限から査証申請を受け付ける計画はない。

本年、日本側から米国国土安全保障省に対し、Lビザの最大有効期間を2～3年から5年に延長するとともに、Lビザ及びH-1Bビザの更新許可件数を増やすよう要請した。米国は、米国の査証カテゴリと日本の査証が厳密に対応していないこと、Lビザ及びH-1Bビザの発行に関する米国の法律及び方針が相互主義に即したものであることを指摘した。

また、日本は、米国内でのビザ更新の再開についても米国に促しているほか、一時的措置として、近隣にある第三国でのEビザ更新の手順確立についても検討するよう米国に要請した。

米務省は、申請者のビザ更新の助けとなりうる新たな手続立ち上げの最終承認を求めている。この手続によって、居住国乃至は国籍国に実際に居て、申請書を提出した場合には、ビザの審査をする大使館や領事館を訪れることなく査証申請ができる人の数が増えるであろう。このような手続が適用されるためには、申請者は10指すべての指紋を提出済みでなければならない。また、領事館で面接を受け、同じカテゴリのビザ

の申請をビザ有効期限の満了後12か月以内に行わなければならない。

#### (5) 貨物セキュリティ

米国及び日本の両国は、国際テロ対策に取り組み、効率的な物流を妨げることなくグローバル・サプライチェーンを確保することについて、継続的課題を確認した。米国及び日本は、輸送セキュリティの向上を図る一方で国際貿易促進の重要性を取り上げる2国間、多国間の様々な協議に参加している。

日本は、2012年7月までに外国港にて米国向けコンテナ貨物全てについて100%検査を要求する米国の新法による経済的影響に関し、懸念を表明した。日本側からは、世界関税機関のガイドラインが100%検査ではなく危機管理による検査対象コンテナ貨物の特定を提唱している点を指摘し、グローバル・サプライチェーンの円滑な流れを阻害しない施策を検討するよう米国に要請した。米国は、責任ある論理的な形で100%検査を実施すべく国内外のパートナーと協力できるよう引き続き取り組んでいく旨を繰り返し述べた。民間セクター及び国際パートナーからの意見提案及び懸念は、港湾安全法(SAFE Port Act)の2008年議会報告に盛り込まれている。

日本はまた、米国の提案するImporter Security Filing(輸入者セキュリティ申告)規制(「10 plus 2」ルール)によって米国港での国際輸送の認可所要時間が長期化し、民間セクターにとって新ルール対応のための新規システムの構築負担が重くのしかかり、さらには企業秘密が機密事項として見なされなくなるような状況が生じかねないということについて、日本産業界からの懸念も伝えた。日本はまた、新たな規制を実施するには現実的な制度を構築すべく民間セクターの意見によく耳を傾けるよう米国に促した。さらに、複数のセキュリティ策を実施するため民間セクターへのインセンティブを与えることの重要性についても、日本側より指摘した。米国は、目下のところ貨物及びサプライチェーンのセキュリティに関する政府間協議事項はStudy Group on Secure and Efficient Trade(「安全かつ円滑な貿易」スタディ・グループ)にて取り上げることが最も効率的となるのではないかと述べた。同スタディ・グループの取組みの一環として、米国政府は、2007年11月に東京にて、海上貨物セキュリティなどを含むセキュリティ施策について、日本政府及び産業界を対象に一般説明会を行った。米国政府は、日本政府及び民間セクターに対し、正式なパブリック・コメントのプロセスを通じてImporter Security Filing 規制に関して意見を提出するよう促した。2008年1月2日付け連邦官報にて発表の「10+2」に関する実施規則案告示(Notice of Proposed Rule Making)に伴い、日本政府及び一部の産業グループは意見を提出した。米国政府では、法律の定めるところにより、寄せられたすべての意見について全面的な検討を行う。

#### 4. 投資協定に関する情報交換

両国政府は、今後、よりよいビジネス環境をグローバルな形で如何に発展させるか、につき二国が協力していく必要があるという考えを共有し、法的枠組みの観点からのア

プローチとして、昨年2月、日米双方が締結している第三国との投資協定(IIA)のベストプラクティスに関する専門家会合を開催した。この結果、双方のBITやFTA投資章においてほぼ同様の法的枠組みを有していることを理解するとともに、第三国に対する戦略を共有した。また、両国は、各経済間での投資を促進し保護するうえで、投資協定が有用な手段であるとの見解も共有した。これを受けて、日米投資イニシアティブ今次ラウンドにおいても、両国の情報交換を継続した。

日本の投資協定交渉の現状については、<sup>1</sup>BITは 13 カ国、投資章を含むEPAは 8 カ国と署名済みである。最近では、2007年6月にカンボジアと、2008年1月にラオスとのBITに署名した。また、2007年には、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシアとEPAに署名した。

日本政府は、2004年に今後のEPAの推進に関する基本方針を定め、さらに「EPA交渉に関する工程表」を作成、改訂して、サービス・投資・知的財産等幅広い分野で質の高いEPA締結を目指し、積極的かつ戦略的に取り組んできている。EPAに加え、日本政府はBITも積極的に推進してきており、2008年6月にはBITに関する政策を発表し、6月27日に閣議決定された基本方針2008にも盛り込まれた。この政策を実現するため、相手国・地域をより戦略的な優先順位で検討していく。サウジアラビアに加え、2007年3月に日中韓、2008年2月にウズベキスタン、5月にペルーとの交渉を開始した。また、カタールとの交渉開始にも合意している。また、投資章を含むEPAとしては、現在、インド、スイス、豪州と交渉中である(ベトナムとも交渉中であり、韓国とは交渉が中断しているが、ともに既に投資協定が存在する)。

日米投資イニシアティブ今次ラウンドにおいては、米国が中国との間で投資協定の可能性につき議論していることも踏まえ、特に、日本、中国および韓国の間で進められている三国間の投資協定について交渉の状況を説明した。また、日本政府は、インド、ロシア、ブラジルなどを含むいわゆるBRICs諸国に対する米国の投資協定戦略に対する深い関心を示した。米国政府は、米国とのBIT締結に興味を示した複数の発展途上国との予備的協議について、最新情報を提供した。両国政府は、今後も双方の投資協定について情報交換を続行することを確認した。

#### IV. 投資環境改善に関する産業界との議論

投資ワーキング・グループは、東京で2007年5月に、またワシントンで2007年10月に、米国で活動する日本企業及び日本で活動する米国企業の各代表的なビジネス関係団体と会合を行った。これらの会合の目的は、国境を越えた投資を行う際に企業が直面する障壁について聴取することであった。会合では、投資ワーキング・グループが議論している事項の多くが依然として両国企業の関心事となっていることが確認された。

---

<sup>1</sup> 日 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) についても署名済み。

民間セクターから提起された問題や関心事項には、次のようなものがあった。

- 規制の透明性の重要性。
- 米国州レベルでの規制の不一致による追加の費用及び活動の制限。とりわけ環境保護及び保険サービスに関するもの。
- 米国の政府調達に関する制限。
- 日本で可能な M&A 取引の種類増加の必要性。
- 日本郵政公社の民営化プロセスにおける公正競争の確保の必要性。
- 日本での法律事務の高額費用、及び裁判外紛争処理(ADR)制度の必要性。
- 米国の事前申告ルール(「24 時間ルール」)により生じる追加の費用。一部の参加者からは、平均リードタイムが最大で2日間増えたとの主張があった。
- 米国向けコンテナ貨物 100%検査が国際貿易及び経済活動に与える影響。
- 査証処理手続の迅速化の必要性。
- 米国によるアンチダンピングの事前協議の重要性。

さらに、ビジネス関係者からは、両国政府に対し以下の項目を検討するよう求めがあった。

- 労働力の柔軟性を促進し、多国籍企業が自社の優れた人材を「グローバル」な形で活用できるようにするための施策。
- 今後の二国間自由貿易協定に伴う諸事項についての検討。
- 特許制度の調和化。
- 製品及びサービスについての技術標準に関する相互承認。

米国及び日本の両国は、これらの企業向け対外広報会合の成果について満足の意を表明するとともに、ワーキング・グループにおける将来の議題の指針として、今後も会合を続けていく意志を共有した。

## V. 結論

2001年6月の「成長のための日米経済パートナーシップ」の枠組みに基づく投資イニシアティブの立ち上げから7年が経過し、日米双方における一層の投資環境の改善や、対内直接投資の果たす役割についての理解促進に向けた両国政府の活動は定着してきた。また、本投資イニシアティブにおける対外広報プログラムは、外国からの対内直接投資がもたらす利益を広報するほか、日米双方の企業が接触し、投資、雇用創出及び成長を促進することとなる具体的なビジネス機会について議論する場にもなっている。両国は、国内及び第三国の両方においてオープンな投資の枠組みを継続して発展させる重要性を再確認した。

日本においては、対日直接投資残高を 2010 年までに GDP 比で 5%程度に増やすという目標に向け取組みを継続しており、着実な成果を上げつつある。福田総理は 2008 年1月のダボス会議での講演で、対日投資等の市場開放努力を一層進め、日本

を世界とともに成長する国にしていくことを表明している。2008年1月には対日投資有識者会議が開催され、同年5月には5つの提言が公表されている。これに応じて、経済財政諮問会議では同年6月に「経済成長戦略」において新たな対日直接投資促進策を決定し、その後、この施策は閣僚レベルで確認された。日本政府は、対日直接投資を促進すべくこれまで以上に取組みを行っていく方針である。

本年のイニシアティブで新たなアプローチとして、投資ワーキング・グループ会合と日米のビジネス関係者との間で意見交換を開催し、投資促進の観点から両国のビジネス投資環境の整備について幅広く意見を聴取した。両国は、引き続き積極的に産業界との対話を図っていくことを確認した。

日米投資イニシアティブは、両国首脳の指示のもと、今後も継続して活動を行う。両国政府は、両国経済の更なる成長の必要性、世界経済における両国経済の重要性、及び本イニシアティブと対内直接投資の意義を考慮して、各自国の投資環境の改善に向けた施策を引き続き推進していく。

## 別添 1. 対日投資シンポジウム、セミナー

日米投資イニシアティブでは、対外広報活動として日本の投資環境をアピールするシンポジウムを米国において、外国直接投資の相互の利益について説明するためのセミナーを日本の地方において、それぞれ毎年開催している。

本イニシアティブ 7 年目の取組として、2007(平成 19)年 10 月にワシントン D.C.及びマイアミにおいて対日投資シンポジウムを開催した。

本シンポジウムでは、サービス産業や ICT 産業に従事する北米企業が参加し、対日投資を実現した企業からは自社の経験を通じた投資先としての日本の魅力を、そして、これから進出しようという米国企業からは日本市場参入にあたってのパートナーとのタイアップや市場情報収集の重要性についてスピーチやパネルディスカッションを行った。次回は、2008(平成 20)年 10 月に、シカゴで開催すべく準備を進めている。

また、日本の地方都市においては、東京で開催された日本・米国中西部会に合わせて 2007 年 9 月に大阪にて日米投資交流セミナーを開催した。米国中西部州副知事と関西自治体首長によるベストプラクティスの交換、関西へ進出した米国企業及び米国に進出した関西企業の成功事例紹介のほか、知事に同行した米国企業、関西への 2 次進出に関心を持つ在日外資系企業と関西企業との交流を行った。なお、本年のセミナーは 2008(平成 20)年 10 月に静岡県で開催する予定である。

## 別添 2. 最近の米国企業の進出事例

日本貿易振興機構(ジェトロ)の対日投資・ビジネスサポートセンター(IBSC)の支援を受けて多くの米国企業が対日投資を行っている。2007(平成 19)年度には米国企業 34 社がジェトロの支援を受けて拠点を設立したが、そのうち以下の 3 件について紹介する。

データスコープ・ジャパン株式会社(Datascope Corp.)

補助循環法である大動脈バルーンポンピング用機器を主とする循環器関連の医療機器を製造販売しているナスダック上場企業。同社は日本市場においてこれまで代理店経由で販売を行っていたが、テクニカルサポートなど更なるサービスの向上を目指し、2007 年 10 月東京に日本法人を設立した。ジェトロでは IBSC 東京の貸しオフィス貸与、会社設立手続き支援や人材の紹介、市場情報や許認可情報の提供等を行った。

株式会社日本 ARI(ARI Technologies, Inc.)

従来よりも低コストでアスベストを無害化させる高い技術を持つ企業。アスベストの破

壊およびリサイクルを行う熱化学変換技術(TCCT: Thermo Chemical Conversion Technology)により、効率的かつ低コストにてアスベストを無害化処理することができる。既に同社は欧米諸国でビジネスを展開しているが、2007年5月東京に日本法人を設立。同年に環境省のガイドラインに沿った運転実証テストを無事完了し、現在国内での商業規模プラント早期実現のため、営業活動を続けている。ジェットロでは会社設立のための手続き支援や記者発表支援等幅広く各種支援を行った。

ミュラージャパン株式会社(Mueller Sports Medicine, Inc.)  
スポーツケア用品・ヘルスケア用品・健康関連用品・介護用品及びスポーツ関連用品の製造販売企業。世界約70カ国で販売を行う。日本での顧客サービスの向上と業務拡大を目指し、2007年11月横浜に日本法人を設立した。ジェットロではIBSC かながわの貸しオフィス貸与やオフィス物件の紹介、会社設立手続きの支援等を行った。

### 別添 3:米国の投資関連協定(2007年6月以降)

- 2008年2月19日: ルワンダとの二国間投資協定(BIT)(未批准)
- 2007年6月30日: 米韓の自由貿易協定(FTA)(未批准)

### 別添 4:日本の投資関連協定

[http://www.meti.go.jp/english/policy/external\\_economy/trade/FTA\\_EPA/index.html](http://www.meti.go.jp/english/policy/external_economy/trade/FTA_EPA/index.html)

[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html)